資料３
機密性２

ガスの特別な事後監視について（報告徴収）

令和７年５月 28 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

（趣旨）

令和７年５月９日、関東経済産業局管轄区域においてガス事業を営む京葉瓦斯株式会社（以下「京葉瓦斯」という。）から、同社の供給区域内におけるガス小売事業に係るガスメーターの取付数が同年５月８日に 100 万個を超えた旨の連絡があった。

これに伴い、ガス事業法等に定められている京葉瓦斯に係るガス小売事業者としての変更登録、供給能力の確保の命令、供給計画等については、ガス事業法施行令第 20 条第４項第１号で定められている経済産業局長の権限を超えることから、これらの事務は経済産業大臣が行う整理となる。

また、ガスの特別な事後監視（※）に係る事務（報告徴収及びガス小売料金の合理的でない値上げが行われていないかどうかの確認）については、ガス事業法施行令第 20 条第５項第２号において経済産業大臣から権限の委任を受けている電力・ガス取引監視等委員会（いわゆる経済産業省本省の所管）が行う整理となる。

したがって、過去に関東経済産業局長から京葉瓦斯に対しガスの特別な事後監視に係る報告徴収が発出されているが、今般、同社のガス小売事業に係る事務が本省の所管となることを機にガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 189 条第２項の規定により委任された第 171 条第１項の規定による権限に基づき、電力・ガス取引監視等委員会委員長より、京葉瓦斯に対し、報告徴収を発出することとしたく、御審議いただきたい。

※ガスの特別な事後監視

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が 50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域等の料金水準（標準家庭における１ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、３年間監視することと整理されており、これらの確認はガス小売事業の供給区域が一の経済産業局の管轄区域にあるガス小売事業者については各経済産業局において行っている（当該供給区域内におけるガスメーターの取付数が 100 万個を超えるものを除く。）。

ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 189 条第２項の規定により委任された第 171 条第１項の規定による権限に基づく、電力・ガス取引監視等委員会委員長による報告徴収案（毎四半期に求めるガスの特別な事後監視に係る報告）は別添のとおり（その概要等は以下のとおり）。

１．報告対象の供給区域

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 22 条第６項の規定により指定旧供給区域等として指定を受けていた京葉瓦斯の供給区域

２．報告内容

（１）家庭向けの標準的な小売料金水準に係る情報（別添の様式１）

①標準ガス使用量（㎥）
②標準料金（税込み・円）
③原料費調整分（円／㎥）
④家庭用のガス販売量（㎥）
⑤家庭用のガス売上高（税抜き・円）

（２）上記（１）①の標準ガス使用量の改定又は同（１）②の標準料金として使用しているメニューの改定を行った場合には、当該改定内容及び改定理由を、別添の様式２にて報告することを求める。

３．特別な事後監視の報告期限

ガス小売事業に係るガスメーターの取付数が 100 万個を超えた月が属する四半期から、本特別な事後監視終了までの毎四半期に、当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日までに報告を求める。

なお、京葉瓦斯は、令和４年３月に経過措置料金規制を解除され、「特別な事後監視」の対象事業者となっているが、同社は経過措置料金規制の解除基準のうち、「①小口需要に係る小売料金の平均単価が３年間連続して下落しており、かつ、②経過措置約款に基づく料金メニューによって供給を受ける需要家数≦自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数である場合」を満たしたことを理由として解除されているため、「有力な競争者が現れた」と判断されるまでの間（他の解除基準を満たすまでの間）※は、「特別な事後監視」を継続することとなる。

※平成 28 年２月 23 日開催の第 29 回ガスシステム改革小委員会の整理（抜粋）
以下の解除基準の内いずれかを満たす間とされている。
①直近の京葉瓦斯の都市ガス利用率が 50%以下
②小口需要に係る新築物件・既築物件について、京葉瓦斯による都市ガス供給採用件数×1/2≦京葉瓦斯の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数
③直近１年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が 10%

以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある

（参考）京葉瓦斯の概要

所在地	千葉県市川市市川南 2-8-8
代表者	代表取締役社長　江口　孝
設立・資本金	1927 年 1 月 8 日・27 億 5,476 万円
従業員数	715 名（2024 年 12 月末現在）
供給区域	千葉県 市川市、松戸市、鎌ケ谷市、浦安市の全域、 船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市の一部

出典：京葉瓦斯のホームページより

【参考】

＜ガス事業法（抜粋）＞

（報告の徴収）

第１７１条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

２～５　（略）

（権限の委任）

第１８９条　（略）

２　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第１７０条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第１７１条第１項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第百七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

３・４　（略）

５　委員会は、政令で定めるところにより、第１項又は第２項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

６　（略）

＜ガス事業法施行令（抜粋）＞

（権限の委任）

第２０条　（略）

２　法第１８９条第２項に規定する権限（法第１７１条第１項及び第１７２条第１項の規定による権限であつて、法第１０６条の３の規定に関するものを除く。）は、電力・ガス取引監視等委員会（第４項及び第５項において「委員会」という。）が行うものとする。

ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3　（略）

4　次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。（略）

一　法第３条、第５条、第６条、第９条第１項及び第２項、第１０条、第１１条、第１３条第２項並びに第１９条の規定に基づく権限であつて、ガス小売事業に係る業務を行う区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるガス小売事業者（**当該業務を行う区域内におけるガスメーターの取付数が１００万個を超えるものを除く。**）に関するもの	ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長
（略）	

5　次の表の上欄に掲げる法第１８９条第１項又は第２項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

（略）	（略）
２　法第１７１条第１項から第３項まで並びに第１７２条第１項及び第２項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの （１）ガス小売事業者等に関するもの （略）	 供給区域を管轄する経済産業局長 （略）

総合資源エネルギー調査会第 29 回ガスシステム改革小委員会資料（抜粋）

2　前回の御指摘事項について

【前回の御指摘事項③】（引頭委員、松村委員）
経過措置料金規制を解除するに当たっては、小売料金の低下がきちんと確認できて、これが需要家に安心を与えている場合には、当該規制を解除するという考え方もあるのではないか。また、経過措置料金がほとんど形式的になっている場合においても、当該規制を解除するという考え方もあるのではないか。

- 御指摘のとおり、**小売料金の低下が継続的に進んでいる場合**には、**当該旧一般ガス事業者に対する他のガス小売事業者や他燃料事業者からの十分な競争圧力が働いている可能性が高い**ものと考えられる。
- また、**多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなった結果、経過措置約款に基づく料金メニューによって供給を受ける需要家の数が限定的となっている場合**（経過措置約款が陳腐化している場合）には、当該旧一般ガス事業者に対して**引き続き、経過措置料金規制を課す必要性が乏しくなっている**ものと考えられる。
- このため、①経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の**小口需要に係る小売料金の平均単価が３年間連続して下落**しており（注１）、かつ、②**経過措置約款に基づく料金メニューによって供給を受ける需要家の数≦自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数である場合**には、**経過措置料金規制を解除する**こととしたい（注２）（注３）。

（注１）原料費や公租公課などの外生的要因による平均単価の変動分は捨象することとする。なお、上記の考え方については、旧簡易ガス事業者についても同様。
（注２）経過措置約款に基づく料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、当該自由料金メニューに需要家を恣意的に移行させている場合には、当該需要家については、「自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数」としてカウントしないこととする。
（注３）上記の解除基準を満たして経過措置料金規制が解除された場合には、必ずしも有力な競争者たる他のガス小売事業者や他燃料事業者が存在するとは限らないことから、この場合には、有力な競争者が現れたと判断されるまでの間（他の解除基準を満たすまでの間）、次頁の「特別な事後監視」を継続することとする。

＜新たに設ける解除基準＞
小口需要に係る小売料金の平均単価が３年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数≦自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数
→ **解除する**
YES

7

2　前回の御指摘事項について

【前回の御指摘事項④】（引頭委員、橘川委員、二村委員、深山委員）
事後監視の期間については３年間で十分なのか。

- 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の小売料金に係る事後監視の考え方については、前回の本小委員会において、10頁と11頁の考え方をお示ししたところ。
- この点、前回お示しした**「標準家庭における１ヶ月のガスの使用量を前提とした小売料金の推移に着目した事後監視」は言わば「特別な事後監視」**であり、このスキームで行う**３年間**（注１）**の事後監視終了後も、無論、国は「一般的な市場監視」（小売料金水準の確認等）を行っていく予定**であり、**小売料金のいたずらな値上げを行っているガス小売事業者がいないかどうかなどを常に監視していく。**
- また、御指摘の「特別な事後監視」を行う期間については、**小売全面自由化後、国は法律の規定に基づいて、ガスシステム改革に係る様々な検証作業を行う予定**であることから、仮にこの検証作業において、**「３年間の時限措置では不十分」との結論を得た場合には、この期間を延長するなどの措置を講ずる**ことも検討することとしたい。（注２）

（注１）小売全面自由化と同時に経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者については、平成29年４月から３年間が「特別な事後監視」を受ける期間となり、小売全面自由化後に経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者については、当該解除の日から３年間が「特別な事後監視」を受ける期間となる。ただし、これらの期間内に、合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、これらの期間に加えてさらに３年間、「特別な事後監視」を行っていくこととする。
（注２）上記の考え方については、旧簡易ガス事業者についても同様。

別添

経 済 産 業 省

公　　印　　省　　略
２０２５０５●●電委第●号
年　　月　　日

京葉瓦斯株式会社
代表取締役社長　江口　孝　殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長　横山　明彦

ガス小売事業の運営状況について（報告徴収）

上記の件について、ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第１８９条第２項の規定により委任された第１７１条第１項の規定による権限に基づき、下記の項目について、別添様式１及び様式２により報告することを求めます。

なお、当該報告の内容を踏まえ、追加的に報告及び資料の提出を求めることがあります。

記

１．報告対象の供給区域

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）附則第２２条第６項の規定により指定旧供給区域等として指定を受けていた貴社の供給区域

２．報告内容

（１）報告対象の供給区域における、家庭向けの標準的な小売料金水準として、
①標準ガス使用量（㎥）
②標準料金（税込み・円）
③原料費調整分（円／㎥）
④家庭用のガス販売量（㎥）
⑤家庭用のガス売上高（税抜き・円）
について、別添様式１に記載すること。

（２）報告対象の供給区域において、標準ガス使用量の改定を行った場合は、改定内容（改定前後における適用開始時期、標準熱量及び標準ガス使用量算定期間）及び改定理由を、標準料金として使用しているメニュー（料金体系等）の改定を行った場合は、改定内容（改定前後の料金メニューの概要を含む。）及び改定理由を別添様式２に記載すること。

３．報告期限

令和７年度第１四半期以降、事後監視終了までの間、毎四半期に、当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日までに報告すること。

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、当委員会に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【連絡先】
責任者：電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　下津　秀幸
担当者：小松、宮崎、佐藤
電　話：03-3501-1511（内線 4384）

家庭向けの標準的な小売料金水準報告書

	殿
事業者名	
報告対象時期	令和　年度第　四半期
報告年月日	年　月　日
供給地区等	
標準熱量(MJ/m3)	
標準ガス使用量算定期間	年　月　～　年　月

	項目		令和3年度										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
標準料金	標準ガス使用量(m3)	a												
	標準料金(税込み)(円)	b												
	c＝b／a　(円／m3)(自動計算)	c												
	原料費調整分(円/m3)	d												
	原調除く平均単価(円／m3)(自動計算)	e												
(参考) 販売単価 (家庭用)	ガス販売量(m3)	f												
	売上高(税抜き)(円)	g												
	原調除く平均単価(円／m3)(自動計算)	h												

記載要領

1. 黄色で塗りつぶされたセルに指定された項目を記入する。
2. 供給地区等には、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第6項の規定により指定旧供給区域等として指定を受けていた貴社の供給区域又は同法附則第2
3. 標準ガス使用量は、気温変動、大規模災害等の社会情勢の変動要因を排除するため、3年以上の期間の家庭用の月別使用量を調定数で除した値の平均値とする。
4. 標準ガス使用量を変更した場合には、改定内容(改定前後の、適用開始時期、標準熱量及び標準ガス使用量算定期間)及び改定理由を様式2に記載する。
5. 標準料金(税込み)は、当該指定旧供給区域等又は指定旧供給地点に係る指定の解除がなされた日の属する月の12月前からの各月分について、標準ガス使用量に対応する料金を各月時点の供給
6. 標準料金として使用しているメニューの改定や原料費調整の内容を変更した場合には、新旧料金表及び改定理由を様式2に記載する。
7. 原料費調整分には、当該指定旧供給区域等又は指定旧供給地点に係る指定の解除がなされた日の属する月の12月前からの各月分について、各月時点の供給約款における基準平均原料価格を用
   (注)旧標準一般ガス供給約款「23　単位料金の調整(1)①②」の「±0.〇〇〇円×原料価格変動額／100円」を指す。なお、「0.〇〇〇円」とは、原料価格が100円変動した場合の1㎥相当のガス料金の
8. ガス販売量及び売上高(税抜き)には、当該指定旧供給区域等又は指定旧供給地点に係る指定の解除がなされた日の属する月の12月前からの各月分について、一般家庭用に販売した値を記載す

令和4年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

8条第5項の規定により指定旧供給地点として指定を受けていた貴社の供給地点群を記載することとし、標準ガス使用量、ガス販売

約款により算定した値を記載する。ただし、平成29年2月以前の標準ガス使用量に対応する料金を各月時点の供給約款により算

いて算定される原料価格変動額から導き出される1㎥当たりの増減金額（税込み）（注）を記載する。
調整額を一定算式にもとづいて算定した値のことをいう。
る。

令和5年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

ｶﾞｽ量は貴社が供給するガスの標準熱量で記載する。

:定した値の記載は要しない。

令和6年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

令和7年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

1. 標準ガス使用量の改定に伴う報告

	適用開始時期	標準熱量	標準ガス使用量算定期間	改定理由
改定前	年 月～	（MJ/m3）	年 月 ～ 年 月	
改定後	年 月～	（MJ/m3）	年 月 ～ 年 月	

2. 標準料金として使用しているメニューの改定に伴う報告

新旧料金表		改定理由
旧料金	新料金	